

# 水道法による水質基準項目検査頻度

NO.	項 目	原 水 検 査 頻 度	給 水 栓 検 査 頻 度
基 1	一般細菌	<input type="checkbox"/>	●
基 2	大腸菌	<input type="checkbox"/>	●
基 3	カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 4	水銀及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 5	セレン及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 6	鉛及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 7	ヒ素及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 8	六価クロム化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 9	亜硝酸態窒素	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<input type="checkbox"/>	○
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 12	フッ素及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 13	ホウ素及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 14	四塩化炭素	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 15	1, 4-ジオキサン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 17	ジクロロメタン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 18	テトラクロロエチレン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 19	トリクロロエチレン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 20	ベンゼン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 21	塩素酸	原水のため 水質基準対象外	○
基 22	クロロ酢酸		○
基 23	クロロホルム		○
基 24	ジクロロ酢酸		○
基 25	ジブromクロロメタン		○
基 26	臭素酸		<input type="checkbox"/>
基 27	総トリハロメタン		○
基 28	トリクロロ酢酸		○
基 29	ブromジクロロメタン		○
基 30	ブromホルム		○
基 31	ホルムアルデヒド		○
基 32	亜鉛及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 33	アルミニウム及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 34	鉄及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 35	銅及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 36	ナトリウム及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 37	マンガン及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 38	塩化物イオン	<input type="checkbox"/>	●
基 39	硬 度 (カルシウム、マグネシウム等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 40	蒸発残留物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 41	陰イオン界面活性剤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 42	ジェオスミン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 43	2-メチルイソボルネオール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 44	非イオン界面活性剤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 45	フェノール類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基 46	有機物(全有機炭素:TOC)	<input type="checkbox"/>	●
基 47	pH値	<input type="checkbox"/>	●
基 48	味	<input type="checkbox"/>	●
基 49	臭気	<input type="checkbox"/>	●
基 50	色度	<input type="checkbox"/>	●
基 51	濁度	<input type="checkbox"/>	●

- 省略不可項目であり、月に1回以上検査が必要な項目。
- " 3ヶ月に1回以上検査が必要な項目。
- 過去3年間の最大検出値、原水水源の状況または浄水場の種類などにより、検査頻度を設定する項目。(3年に1回、年に1回、3ヶ月に1回などに設定できる。)

# 水質検査項目の分類

## ●水質基準項目(51項目)

NO.	項 目	基 準 値	観 点	分 類	備 考		
基 1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	健 康 に 関 連 す る 項 目 （ 人 の 健 康 に 影 響 を 与 え る 項 目）	微生物	病原生物の代替指標		
基 2	大腸菌	検出されないこと。					
基 3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。		金属類(重金属)	毒性		
基 4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。					
基 5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。					
基 6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。					
基 7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。					
基 8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。					
基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。					
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。				無機物質	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。					
基 12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。					
基 13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。					
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。					
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。					
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。		有機物質	発ガン性		
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。					
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。					
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。					
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。					
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。					
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。					
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。					
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。					
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。				消毒副生成物	発ガン性／毒性
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。					
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。					
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。					
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。					
基 30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。					
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。					

基 32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下であること。	水道水が有すべき性状に関する項目（利用上支障を及ぼす恐れのある項目）	金属類	着色
基 33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下であること。			
基 34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下であること。			
基 35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下であること。		無機物質	味
基 36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下であること。			
基 37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下であること。		金属類	着色
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。		基礎的性状	味
基 39	硬度(カルシウム・マグネシウム等)	300mg/L以下であること。		無機物質	
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。		基礎的性状	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。		有機物質	発泡
基 42	ジオスミン	0.00001mg/L以下であること。			カビ臭
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。			発泡
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。			臭い
基 45	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下であること。			味
基 46	有機物(TOC:全有機炭素)	3mg/L以下であること。			腐食
基 47	pH	5.8以上8.6以下であること。			味
基 48	味	異常でないこと。		基礎的性状	臭い
基 49	臭気	異常でないこと。			色
基 50	色度	5度以下であること。			濁り
基 51	濁度	2度以下であること。			
	残留塩素	0.1mg/L以上(遊離塩素)		要衛 な生 処上 置必	

●水質管理目標設定項目(28項目)

NO.	項目	目標値	観点	分類	備考
目 1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	留意	無機物質／重金属	毒性
目 2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下(暫定)	留意		
目 3	ニッケル及びその化合物 ◎	ニッケルの量に関して、 0.01mg/L以下(暫定)	留意		
目 4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	留意	一般有機物質	発ガン性
目 5	トルエン	0.4mg/L以下	留意		
目 6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	留意		
目 7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	留意	消毒副生成物	毒性
目 8	二酸化塩素 ●	0.6mg/L以下	留意	消毒剤	
目 9	ジクロロアセトニトリル ◎	0.01mg/L以下(暫定)	留意	消毒副生成物	
目 10	抱水クロラール ◎	0.02mg/L以下(暫定)	留意		
目 11	残留塩素	1mg/L以下	向上	無機物質	臭い
目 12	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	向上		味
目 13	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	留意		着色
目 14	遊離炭酸	20mg/L以下	向上		味
目 15	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	留意	有機物質	臭い／味
目 16	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	留意		
目 17	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	向上		味
目 18	臭気強度(TON)	3以下	向上	基礎的性状	臭い
目 19	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	向上		味
目 20	濁度	1度以下	向上		濁り
目 21	pH値	7.5程度	向上		腐食
目 22	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける。	向上		
目 23	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	留意	微生物	病原生物の代替え指標
目 27	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	留意	有機物質	発ガン性
目 28	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.1mg/L以下であること。	向上	金属類	着色
目 29	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として0.0005mg/L以下(暫定)	留意	有機物質	発ガン性

注

目標値欄の「暫定」は、目標値が暫定的なもの。

観点欄の「留意」は、毒性の評価が暫定的、又は、水質基準が必要な濃度が検出されていない等の理由により水質管理上留意すべき項目。

観点欄の「向上」は、おいしい水等より質の高い水道水の供給を目指すための目標項目。

◎ 目標値の10分の1を超えて検出事例が見られることや国民の関心が高いことから、他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱う項目。

● 浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入する事業者等においては、水質基準に準じて取り扱う項目。なお、五泉市上下水道局では二酸化塩素を浄水又は浄水処理過程では使用していません。